放射性物質分析・研究施設第1棟設置に伴う 福島第一原子力発電所のRI申請方針案について

2020年12月15日

東京電力ホールディングス株式会社 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構



東京電力のRI申請方針案について

【前回面談時のRI申請に関する指導内容】

- ・第1棟の分析対象試料となる瓦礫等廃棄物の管理については、**分析後の非密封RI** 混在廃棄物を含め、東京電力が責任を負うべきもの。
- ・第1棟の非密封RI混在廃棄物をJAEAから引き受け保管廃棄を行うにあたり、保管場所等を特定した上で**必要な許可を受ける必要がある**。

【東京電力のRI申請方針案】

上記、規制庁よりいただいた指導内容を踏まえ、RI申請方針を検討。

- ⇒ 東京電力のRI申請方針案としては、「許可使用に係る変更許可申請」を行う方針 としたい。
 - ・RI法令上、放射性汚染物の事業所外廃棄について、<u>許可使用者に保管廃棄を委託し、引き渡すことが認められている</u>。
 - ・「許可使用に係る変更許可申請」の場合、分析施設(化学分析棟、5・6号機ホットラボ)の改造のみで要件整備が可能であり、第1棟の運用に支障をきたすことなく、 廃炉作業のコストも低減できる。



[参考] RI申請方針案の法令根拠

法第19条 (廃棄の基準等)

第2項 許可届出使用者は、放射性同位元素又は<u>放射性汚染物を工場又は事業所の外において廃棄する場合</u>においては、規則で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

規則第19条 (廃棄の基準)

第5項 法第19条第2項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによる。

第1号 放射性同位元素を廃棄する場合には、許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者若しくは炉規制 法廃棄事業者に廃棄を委託すること。

第2号 <u>放射性汚染物を廃棄する場合</u>には、<u>当該放射性汚染物に含まれる放射性同位元素の種類が許可証に記載されている許可使用者に保管廃棄を委託</u>し、又は許可廃棄業者若しくは炉規制法廃棄事業者に廃棄を委託すること。

RI法上、許可使用者が放射性汚染物を事業所外廃棄する場合は、

- ①許可使用者に保管廃棄を委託
- ②許可廃棄業者又は炉規制法廃棄事業者に廃棄を委託 することを規定。
- ⇒ 規則第19条に基づき、許可使用者(JAEA)から許可使用者(東京電力)に 混在廃棄物を引き渡し、東京電力において保管廃棄、管理する運用としたい。



	「許可使用に係る変更許可申請」の場合の対応事項	「廃棄業許可申請」の場合の対応事項※1
申請における RI施設	【使用施設(案)】 ●化学分析棟、5・6号機ホットラボ (下限数量以下で非密封線源を運用中) ●施設の出口に汚染検査室を設置 ●施設の排気口における排気の連続測定	【廃棄物詰替施設(案)】 ●焼却炉建屋 (廃棄物関連施設の中で排気設備が設けられている) ●施設の出口に汚染検査室の設置が必要
	【貯蔵施設(案)】 ●化学分析棟、5・6号機ホットラボ内の線源金庫	【廃棄物貯蔵施設(案)】 ●固体廃棄物貯蔵庫の一部 ●施設の出口に特定防火設備(防火戸)を設置
	【廃棄施設(案)】 ●固体廃棄物貯蔵庫 (密封RI使用許可で許可取得済み)	【廃棄施設(案)】 ●固体廃棄物貯蔵庫の一部
運用上の 変更点	●施設の出口でRI法に基づく汚染検査※2	●施設の出口でRI法に基づく汚染検査※2●許可使用者と許可廃棄業者で混在廃棄物、被ばく線量の識別管理(2つの放射線管理状況報告書を報告)
施設検査等	_	●設置時施設検査の受検●3年毎の定期検査の受検●3年毎の測定記録、帳簿の定期確認の受検
放射線障害 予防規程	●放射線障害予防規程の改定(非密封RI管理の内容を追加)	●放射線障害予防規程の制定(許可使用者と許可廃棄業者にて2つの放射線障害予防規程を制定)
放射線取扱 主任者		●放射線取扱主任者の選任(許可使用者と許可廃棄業者に てそれぞれ放射線取扱主任者を選任、兼任不可)

- ※1:「廃棄業許可申請」を行う場合は、非密封RI混在廃棄物を引き受ける上で、「<mark>許可使用に係る変更許可申請」を同時に申請する必要がある</mark>
- ※2: 炉規制法では実施計画にて汚染検査基準をスクリーニングレベル(13,000cpm=40Bq/cm²)としており、また、α核種の非密封RIも使用することから、汚染検査の運用を見直す必要がある